

○新旧対照表（愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>【本文】 （総合評価及び施工体制確認に係る資料の提出等） 第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価及び施工体制確認に係る資料について、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）にあつては、別添様式1から様式8までにより、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）にあつては、別添様式4から様式8までにより、簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）にあつては、別添様式4から様式9又は様式9－1（様式9又は様式9－1については、入札参加者が自己採点したもの）までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。 2～7 省略</p>	<p>【本文】 （総合評価及び施工体制確認に係る資料の提出等） 第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価及び施工体制確認に係る資料について、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）にあつては、別添様式1から様式8までにより、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）にあつては、別添様式4から様式8までにより、簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）にあつては、別添様式8から様式9又は様式9－1（様式9又は様式9－1については、入札参加者が自己採点したもの）までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。 2～7 省略</p>

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。